

HPVワクチンの接種後の症状に関する新たな医療体制の整備と調査について（平成26年8月29日大臣会見内容）

- HPVワクチンについては、広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が接種後に特異的に見られたことから、昨年6月以来、この症状の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切に情報提供できるまでの間、定期接種の積極的な勧奨を差し控えているところ。
- これらの症状を有する患者について、以下のとおり新たに3つの対策を講じる。
 1. 身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、協力医療機関を各県に少なくとも1つ整備。
 2. 医療機関を受診される場合、過去分を含めて副反応報告が確実に行われるよう要請。
 3. 副反応報告がなされた場合、これまでに報告された患者も含めて、症状のその後の状況等の追跡調査を強化。

H P V ワクチン接種にかかる診療・相談体制

厚生労働省

協力・支援



総合
相談窓口

研修
支援



いたみ医学研究情報センター

研修
支援

支援



専門医療機関

紹介

相談

相談

助言

助言

支援

研修・支援

医師会

学会・医会

- 地域における診療体制の整備。
- 協力医療機関に対する研修に協力。

研修
支援

支援



協力医療機関

- 地域の中核医療機関として、接種・診療体制を整備。
- 地域医療機関から紹介された被接種者の診療。
- 必要に応じて専門医療機関を紹介。

紹介



地域医療機関

受診

相談

被接種者



市区町村

都道府県

地域で支える診療体制の構築

HPVワクチンの接種後の症状の副反応報告の強化

1 対象症状

- HPVワクチンの接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状(記憶障害などを含む。)が対象。

2 対象者

- HPVワクチンの接種を受けた者であって、対象症状により医療機関を受診する者。
- 過去に生じた対象症状のために、医療機関を受診していた者。(既に副反応報告が出されているものは除く。)

3 強化方法

- 接種に当たって、接種医は、被接種者に対して、接種後に対象症状が発生した場合、速やかに接種医療機関に相談するよう依頼。接種医療機関以外の医師の治療を受ける場合にあっては、HPVワクチンに接種を受けた旨医師に伝えるよう依頼。
- 接種医等は、対象症状を呈する症例について、接種との関連性が高いと認められる場合、厚生労働大臣に報告すべき旨を注意喚起。
※ HPVワクチン接種後の慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状については、これまで、報告すべき症状として明記されていなかったところ。

4 結果の活用

- 報告された症例については、医療機関・ワクチン製造企業と連携して、その後の状況を追跡。(詳細は報告症例の追跡調査を参照。)
- 得られた情報については、随時、副反応検討部会に報告。専門家により検討。
- 対象症状の発生頻度等について、国民に情報提供。


HPVワクチンについて報告すべき副反応

医師等は、症状ごとに、右欄に掲げる期間内に確認された症例を厚生労働大臣に報告

(改正前)

| 症状 | 期間 |
|---|-----------------------|
| アナフィラキシー | 4時間 |
| 急性散在性脳脊髄炎 | 28日 |
| ギラン・バレ症候群 | 28日 |
| 血管迷走神経反射(失神を伴うものに限る。) | 30分 |
| 血小板減少性紫斑病 | 28日 |
| その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの | 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間 |

(改正後)

 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種にあつては、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合も報告対象に含む旨、通知に明記したところ。